

【取扱い厳重注意】

平成23年12月5日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局  
局員 岡田 幸大、飯崎 準、三田 浩平

平成23年12月5日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

原子力安全・保安院長 深野弘行

2 聴取日時

平成23年12月5日午後3時30分から同日午後4時30分まで

3 聴取場所

経済産業省別館501面談室2

4 聴取者

原発事故調査委員会事務局 岡田幸大、飯崎準、三田浩平

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

第2 聴取内容

低濃度汚染水の海洋放出について

INES 評価について

計画的避難区域について

別紙のとおり

第3 特記事項

特になし

【取扱い厳重注意】

別紙

1 被聴取者の立場

私、深野弘行は、原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）の院長です。3月20日、事務次官に呼ばれ、保安院が、対外的な説明、国会対応、党対応等で大変な状況にあり、十分な情報発信ができていない状況にあるので、手伝うようにと言われ、原子力災害特別対策監となりました。具体的にどのような業務をやるのかは言われませんでした。私自身の理解としては、保安院長を補佐する役割だと考えていました。また、6月まではほとんど緊急時対応センターで仕事をしておりました。

2 低濃度汚染水の海洋放出

汚染水への対応については、統合対策本部に設置された特別プロジェクトチームのひとつが検討しておりました。私は、特別プロジェクトチーム全体の保安院の代表の立場として、毎朝10時から開催される特別プロジェクトチーム全体会議にほぼ毎回出席しておりました。個別のチームの検討には直接は関わりませんでしたが、汚染水の問題については気にしておりました。

4月4日以前に、何日だったかは覚えておりませんが、東京電力から、1～3号機タービン建屋の高濃度汚染水を集中廃棄物処理施設（以下「集中RW」という。）に移送するために、集中RWに滞留していた水を海洋へ放出するという対応策の提案がありました。この対応策について、  
一旦は不採用となりました。私自身は、集中RWはもともと水を貯留する建造物ではないことから、水密性について疑問に思っていたため、高濃度汚染水を貯留しないこととなって少し安心しました。

4月4日、私は、特別プロジェクトチーム全体会議に出席するために統合本部に来たところ、4月2日に2号機タービン建屋の高濃度汚染水の海洋への流出が発見されたこと、3号機タービン建屋の汚染水の水位が上昇したこと及び5・6号機サブドレン水の水位が高いために建屋に地下水が浸水し、電気系統が水没する恐れがあることから、集中RWの滞留水と5・6号機サブドレン水を海洋へ放出する方針となっていると聞きました。誰から聞いたのかは覚えておりません。どの時点のどの場においてその方針が決まったのかも不明ですが、おそらく特別プロジェクトチーム会議前の統合本部会議で決まったのではないかと思います。

昼ごろ海江田大臣が統合本部（東京電力本店）に来る予定だったため、そのときに説明できるよう必要な資料等を作成しました。資料作成に当たっては、海洋放出する他に選択肢がないこと及び海洋放出による影響をしっかりと説明する資料とするよう注意しました。昼ごろに海江田大臣へ説明しましたが、他に選択肢がないこと及び影響の説明部分が不十分であると、かなりきつく叱責を受けました。海江田大臣からの指摘を受けて資料を修正し、夕方ごろに再度海江田大臣に説明し、了解を得ました。了解は得られましたが、海江田大臣としては、海洋放出は大変遺憾であり、2度と海洋放出することはないように言われました。

4月4日朝に海洋放出する方針となり、同日夕方には海江田大臣の了解を得るという

## 【取扱い厳重注意】

非常に短い時間での決定となった理由としては、統合本部会議において、事態が非常に急迫している状況であり、できるだけ早く対策を決定しなければならないという共通の意識が形成されたためだと思います。私自身も、重要な電気機器が水没しかかっている状況であるから、それを避けるために早く対応しなければならないと考えておりました。

### 3 INES評価

私が、ERCにおいて初めて INES 評価の検討に関わったのは、レベル7の検討をしたときからです。

私は、確か、八木事故故障対策室長と[ ]班長から、安全委員会のモニタリング結果や SPEEDI を活用して総放出量を算出した結果が  $10^{17}$  Bq のオーダーであり、INES 7 になる旨の説明を受けました。説明を受けた日にちについては、正確には覚えていませんが、その説明を聞いてからほどなく公表されたので、公表の2、3日前であったと思います。私は、その時初めて INES 評価に関わったので、八木室長等から、その時の INES レベルは5であることや、保安院における総放出量の算出が難航していることを聞きました。

しかし、INES 評価は保安院が責任を持って実施すべきものであり、INES 7 の判定を行うにしても安全委員会の算出方法はモニタリング結果からの逆算であるので、保安院として、放出源の分析から算出を行うように指示を出しました。その後直ぐに、八木室長と[ ]班長から MAAP を使用した分析結果により、安全委員会と同じ、 $10^{17}$  Bq のオーダーの総放出量結果が出てきました。私は、保安院と安全委員会の総放出量の算定結果が同じオーダーであったため、相当程度の蓋然性があるものとして、公表する覚悟を固めました。

また、安全委員会による総放出量の算出結果が出る前から、保安院には MAAP による分析結果がもともとあったようでしたが、その分析結果について、担当者の中でその分析結果に確信を持てる状態でなかったことはあるにせよ、出すのであればもっと早く公表すべきであったし、もし出していれば、世の中の批判も違うものになっていたのではないかと思います。

私は、広瀬内閣府参与と旧知の仲であり、原発事故関係では計画的避難区域の検討を始めた頃から頻繁に連絡を取り合っていました。いつから広瀬参与と INES 関係で連絡を取り始めたのかは覚えていませんが、八木室長等から安全委員会の総放出量算出結果や MAAP 解析の総放出量算出結果について説明を受けた後に、総放出量算出に係る安全委員会側の担当者を聞いたところ、広瀬参与とのことでしたので、広瀬参与と INES 関係でも連絡をとり始め、総理レクには広瀬参与と一緒に臨みました。

ERC で向かい合わせの席に座っていた関係で、INES 関係に携わるようになってから、私は、よく寺坂院長と INES 関係での相談をしていました。中村審議官と INES 関係で何か話をしたかはよく覚えていませんが、中村審議官にも INES の情報は共有されていたと思います。

【取扱い嚴重注意】

3月20日頃は、水素の影響が非常に心配されている時であり、私は、1～3号機への水素爆発を防ぐために窒素封入を行うことが大きな課題になっているという認識でした。窒素封入の実施などの事故対処を含めて、きちんとした炉の分析が必要であると考えていましたが、それは、MAAPやMELCOR分析までも意図したものではありませんでした。

私がMAAPやMELCORに関心を持ったのは、東電が福島第一原発の中央制御室からとってきたパラメータが保安院に送られてきた時に、その意味を保安院の職員に確認したところ、今後の事故対処を行う上で、MAAPやMELCORにより炉の分析が必要である旨説明された時でした。

4 計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定

3月の下旬頃か4月上旬頃、各党の実務者会議という、岡田政調会長をヘッドとした与野党の政調会長等の会議があり、そこで、屋内退避措置が長引いていることに限界がきていることを野党から厳しく指摘されていました。

屋内退避措置の解除については、まず水素爆発の危険性を評価しなければならないという議論があり、確か、4月5日頃、私は海江田大臣に対して、窒素封入が実施されるので、水素爆発の危険性が大幅に軽減されるため、20～30km圏内の屋内退避指示を解除し、一方で放射能汚染が既に進行している地域については、計画的避難誘導区域という名前で、今の計画的避難準備区域と同じものを設定するという案を説明したところ、大臣からは、これで官邸へ説明して来いと指示を受けました。

官邸では、細野補佐官や福山副長官、伊藤危機管理監が中心となり議論がされていました。私は、官邸において細野補佐官等に説明しましたが、当時官邸では慎重論が大きく、特に広瀬参与が熔融炉心・コンクリート反応(MCCI)による広範囲への放射能汚染拡大のリスクがあるため、20～30km圏内の解除は時期尚早である旨強く主張していました。私は、その時には、MCCIのリスクについては非常に低いものであると考えていたため、官邸において広瀬参与等と激論を戦わした覚えがあります。

しかし、助言機関である安全委員会が最後までMCCIのリスクについて主張していたので、私は安全委員会の主張を受け入れざるを得ないと判断し、リスクがある地域については、緊急時避難準備区域と整理して、年間20mSv以上の被爆が想定される地域については計画的避難区域とすることで決着しました。